

近時、外国で、当該国からの輸出に際して仕向国の安全基準に適合している証明（試験成績書）を求められるケースがあり、試験方法が定まっていなまま規制だけ行った場合に、それに対応できないという事態が生じる懸念があります。

- (3) 法的に規制が行われると、フタル酸エステルを使用していないにも拘らず、また使用することがあり得ないものでも、すべての玩具に試験が要求されることとなります。これは玩具業界にとって、経済的にも時間的にも極めて大きな損失となります。

### III. 通関（検疫）の際に要求される資料

規制を拡大するフタル酸エステル（4種）については、輸入届出の際の自主検査において、「登録検査機関による試験成績書」によらなくとも通関（検疫）できるように措置を講じて頂きたい。

（自己適合宣言書、工場の責任者の陳述書、何らかの試験検査報告書等で良いとして頂きたい）

（理由）

- (1) 国内生産の規模から見て、日本で販売されている玩具の9割以上は輸入品といわれております。

迅速かつ円滑な通関（検疫）は、玩具業界にとって非常に重要な事項であります。

- (2) 欧米の規制のあり方（方法）と比べると、日本の玩具規制の実施システム（食品衛生法の検査体系）は非常に重厚なものとなっています。

そして、食衛法の実施システムでは、輸入にあつては、一定の検査機関（食衛法の登録検査機関）において所定の試験方法に基づいた検査を受け、その試験成績書を検疫所に提出して基準適合性を確認することとなっています。

（通例、欧州は自己認証方式。また、米国 CPSIA も通関で試験成績書までは求めている。）

このシステムは安全確認面でより厳密な方法ですが、その分、かなりの費用や時間を必要とするものです。

- (3) 規制拡大を検討している4種のフタル酸エステルは、もともと生産・使用量が少ないものであり、規制が発効しますと、玩具に使用される可能性は更に低くなるものと思われま

す。安全性が高いことが科学的に検証されており、安全な状態が形成されているにも拘らず、多額の検査費用をかけて「無の証明」を求めるのは過大な負担となります。

- (4) 特にフタル酸エステルの検査費は高額であり、6種類の検査をする場合、1検体当たり検査費5-6万円にのぼります。

セット物（複数の玩具から構成）など、玩具毎の検査が必要な場合には、複数の検査を行うこととなります。

また、検査は食衛法の輸入検査のみに止まりません。企業は、生産国（中国）では、輸出先国の安全基準への適合性確認のために、当該政府が指定する検査機関で検査を受けなければなりませんし、その他にも ST 検査や企業独自の安全確認検査など、複数の検査を受けるケースが一般化しています。

一旦食衛法で規制が導入されますと、その試験項目について、食衛法検査費用の何倍もの検査費用が必要となります。

#### IV. その他のコメント

##### 1. 海外の玩具規制と食衛法の玩具規制の国際整合

科学的知見から安全性に問題がある場合は規制を行う必要がありますが、それを超えて、それぞれの国の事情を踏まえ各国が独自で判断して講じる措置については、必ずしも国際整合を最優先する必要はないものと考えます。

ちなみに食衛法の玩具規制には、着色料検査、基材（PVC/PE）の過マンガン酸カリウム消費量・蒸発残留物検査といった、欧米の規制にはない、日本独自の判断に基づく要求事項があります。

フタル酸エステル規制について、科学的知見から毒性が低いことが検証されている「DINP, DIDP, DNOP」の規制は、必ずしも完全整合を追求するのではなく、日本独自の判断での対応を行って頂きたいと存じます。

（欧米では育児用品も規制対象となっていますが、日本では哺乳・哺食用器具以外の育児用品は規制対象になっていません。片や完全整合、片や規制はないというのは、整合化を強調するのであれば、規制対象間のバランスを失していると考えます。）

##### 2. 米国の CPSIA の最近の動向

米国では、CPSIA 施行時（2月10日）には、施行10日前に、第三者認証・一般遵守宣言の適用が1年延期され、また、施行7日前には、ニューヨーク地裁で、それまでの CPSC の解釈を覆す「フタル酸エステル規制の遡及適用」の裁定が出され、混乱が生じています。その後も CPSIA の施行を巡って混乱が続いており、同法の修正等の動きが生じてきています。（資料4）

フタル酸エステル規制についても、公表された試験方法は、当該玩具の全重量比で含有率を算定するというもので、欧州と整合しておらず、また、検査費が極端に高いことなどから、現実的なものとなるよう改定要望がなされていると聞いています。

「慢性有害性諮問会議」の推移も含め、状況をもう少し見極めるべきではないかと思えます。

##### 3.

当協会は、昭和46年に業界の自主的措置として玩具安全事業（ST 基準・ST マーク制度）を発足させました。以来、37年間にわたって、我が国の玩具安全に努力してまいりました。

特に、ST マーク制度はマークの取得に第三者検査機関での検査を義務付けており、

世界的にも高い水準の玩具安全を確保してきたものと自負しております。

昨年10月施行の改定玩具規制も、改定規制の大部分は既にST制度で実施していたものであり、STマーク付玩具では検査で適合性を確認していたものです。

なお、改定規制施行時には、登録検査機関に検査が殺到するという想定外の緊急事態が発生し、クリスマス・年末商戦を前に薄氷を踏む思いで検査への対応を行って来ました。

昨年来の検査渋滞がようやく一段落した今、玩具企業は、この間に激増した検査費用に改めて驚くとともに、このままでは経営が成り立たなくなる可能性があり、その対策が急務となっております。

加えて、百年に一度といわれる経済危機の中、売上の大幅な減少に苦しんでおります。その上に、本年末をもって「先行サンプル制度」が廃止されますと、経営に打撃を受ける企業が更に拡大することを強く懸念しており、その対応にも追われております。(別途、当協会から厚労省に先行サンプル継続の要望書を提出しております。)

玩具業界は、これまで食衛法玩具規制の改定(「平成19年4月に重金属等の試験方法の改定」、「平成20年10月改定」)の都度、継続して輸入する商品について改めて検査を受け直してきました。(平成20年10月改定では、厚労省から、一部、ST検査結果の輸入届出への活用を認めて頂いています。)

先行サンプルが廃止されますと、継続輸入する商品について、再び本貨物により食衛法検査を受け直さねばなりません。

その上に更にフタル酸エステル規制改定による検査が上積みされることとなります。

上記のような状況の中、フタル酸規制の導入については、当該措置の効果と比較して、徒に検査費用のみを増大させるものとならないよう謙抑的な対応を御願いしたいと存じます。

#### 4.

規制改定等に関してプレス発表を行う際には、消費者・社会に対し誤解を与えることのないよう、表現等に配慮し、毒性リスクについても明確なメッセージとなるようお願いいたします。

前回の改定時(平成14年)は、塩化ビニル樹脂のフタル酸エステルが大きな社会問題になっていたこともあり、「DEHPの使用禁止」が即ち「塩化ビニル樹脂そのものが問題」との印象を与え、塩化ビニル樹脂の忌避が拡大しました。

現在は、社会の理解も進みそのような状況には至っていないと認識しておりますが、発表にあたっては、誤解を招かないよう表現に配慮し、毒性リスクを明確に説明して頂くようお願い致します。